

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	健康増進法に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊豆の国市は、健康増進法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

静岡県伊豆の国市長

## 公表日

令和8年3月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進法に関する事務
②事務の概要	<p>【事務の概要】 健康増進法第17条第1項に基づき、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する相談や必要な栄養指導その他の保健指導を実施。 また、健康増進法第19条の2に基づき、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、健康診査、がん検診等を実施。</p> <p>【特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容】</p> <p>① 生活習慣の改善に関する事項につき住民からの相談や、栄養指導、その他の保健指導の実施並びにこれらに付随する事務</p> <p>② ①以外の健康増進事業の実施、並びにこれらに付随する事務</p>
③システムの名称	<p>① 健康管理システム</p> <p>② 団体内統合宛名システム</p> <p>③ 中間サーバー</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表 111の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 139の項</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 139の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊豆の国市役所 健康福祉部 健康づくり課 成人保健係 郵便番号:410-2123 住所:静岡県伊豆の国市四日町302番地の1 電話:055-949-6820 ファックス:055-949-7177 E-mail:kenkou@city.izunokuni.shizuoka.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊豆の国市役所 健康福祉部 健康づくり課 成人保健係 郵便番号:410-2123 住所:静岡県伊豆の国市四日町302番地の1 電話:055-949-6820 ファックス:055-949-7177 E-mail:kenkou@city.izunokuni.shizuoka.jp
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float:right">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <span style="float:right">&lt;選択肢&gt; 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</span>
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ] <span style="float:right">&lt;選択肢&gt; 1) 500人以上 2) 500人未満</span>
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <span style="float:right">&lt;選択肢&gt; 1) 発生あり 2) 発生なし</span>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康増進法に関する事務では、下記の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要なない情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続きに必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また健康管理システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	評価の再実施
令和4年3月1日	I 関連情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報提供は行わない	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の102の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の102の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	事後	
令和4年3月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	1,000人未満(任意実施) 令和3年1月1日時点	1万人以上10万人未満 令和4年1月1日時点	事後	
令和4年3月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	500人未満 令和3年1月1日時点	500人以上 令和4年1月1日時点	事後	
令和4年3月1日	IVリスク対応 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[○]委託しない (なし)	[ ]委託しない 十分である	事後	
令和4年3月1日	IVリスク対応 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[○]接続しない(入手)[○]接続しない(提供) (なし)	[ ]接続しない(入手)[ ]接続しない(提供) 十分である 十分である	事後	
令和5年3月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民福祉部 健康づくり課	健康福祉部 健康づくり課	事後	令和4年4月1日組織改編に伴う変更
令和5年3月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	伊豆の国市役所 市民福祉部 健康づくり課 成人保健係	伊豆の国市役所 健康福祉部 健康づくり課 成人保健係	事後	令和4年4月1日組織改編に伴う変更
令和5年3月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	伊豆の国市役所 市民福祉部 健康づくり課 成人保健係	伊豆の国市役所 健康福祉部 健康づくり課 成人保健係	事後	令和4年4月1日組織改編に伴う変更
令和5年3月31日	IIしきい値判断項目	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	評価書の見直しの実施
令和6年1月31日	IIしきい値判断項目	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	評価書の見直しの実施
令和7年3月31日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 76の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表 111の項	事後	番号法一部改正に伴う変更
令和7年3月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の102の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の102の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 139の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 139の項	事後	番号法一部改正に伴う変更
令和7年3月31日	IIしきい値判断項目	令和6年1月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	評価書の見直しの実施
令和7年3月31日	IVリスク対策 8. 人手を介させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		2)十分である	事後	様式改正に伴う追加項目
令和7年3月31日	IVリスク対策 8. 人手を介させる作業		健康増進法に関する事務では、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業を介するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようしており、人為的ミスが発生するリスク対策は十分であると考えられる。 ・本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管	事後	様式改正に伴う追加項目
令和7年3月31日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		1)目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	様式改正に伴う追加項目
令和7年3月31日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		2)十分である	事後	様式改正に伴う追加項目
令和7年3月31日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要なない情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続きに必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また、健康管理システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みになっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正に伴う追加項目
令和8年3月1日	IIしきい値判断項目	令和7年1月1日時点	令和8年1月1日時点	事後	評価書の見直しの実施